

# 京都市指定給水装置工事事業者リスト（中京区）

※下記の注意点をご覧ください。

令和2年12月28日現在

指定番号	指定工事事業者名	所在地	電話番号	FAX番号	A	B
899	AQUA-TEC	京都市中京区壬生下溝町61-9	075-874-7038	075-950-0321		
958	浅井工業(株)	京都市中京区押西洞院町617-1西洞院ジュエリ-ハイツ302	075-777-4131	075-755-6619		
870	備池西機械店	京都市中京区壬生下溝町30-11	075-311-3107	075-311-7454		
212	備ウイングケイズ	京都市中京区西ノ京南両町69-2	075-802-3903	075-802-3903		
27	(株)奥田工業所	京都市中京区壬生仙念町14	075-811-4718	075-841-3029		
223	近畿ガス工事(株)	京都市中京区西ノ京北小路町8	075-811-8291	075-801-3572		
810	近畿工管(株)	京都市中京区西ノ京樋ノ口町117	075-801-9312	075-801-4203		
738	クリタ	京都市中京区西ノ京星池町8	075-813-0048	075-813-0048		
59	備小嶋工業	京都市中京区西ノ京中御門東町126	075-842-1107	075-842-1108	○	
950	(株)澤工業	京都市中京区丸太町通室町西入道場町4	075-231-6205	075-231-6205		
69	三和管工(株)	京都市中京区壬生相合町71	075-811-8246	075-801-7696		
87	ダイダン(株)	京都市中京区車屋御池下る梅屋町361-1	075-251-6411	075-251-6415		
924	東邦電気産業(株)	京都市中京区壬生御所ノ内町32	075-811-7131	075-811-3645		
894	(株)中井工業所	京都市中京区西ノ京左馬寮町26	075-821-4458	075-821-4458		
124	日本管工業(株)	京都市中京区押小路通烏丸西入ル金吹町461-2	075-221-7121	075-221-7103		
914	(株)平田設備	京都市中京区西ノ京北円町84-5	075-202-8984	075-202-2443		
290	富士商会	京都市中京区西ノ京永本町20	075-841-2971	075-841-3863		
140	備藤田工業所	京都市中京区河原町夷川上る指物町322	075-231-1041	075-211-4230		
166	(株)山一工業所	京都市中京区西ノ京中御門西町56	075-841-7256	075-841-7298		
439	山崎工業所	京都市中京区壬生高樋町41	075-321-0035	075-312-6323		

※夜間・休日等の緊急時には待機業者を定めておりますので、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお問い合わせください。

## 「京都市指定給水装置工事事業者」とは

京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事業者を指定しています。

指定給水装置工事事業者は、実施できる工事の種類が多岐にわたりますので、お客さまが希望する工事を実施できるかどうかを指定工事業者に対して、確認してください。（たとえば、新築工事を実施しているか、漏水修繕工事を実施しているか、など）

工事をお申し込みされる場合は、**お客さまと指定工事業者との間で契約**を行っていただきます。

**契約の際は、トラブルなどを防ぐため**次の事項に十分ご注意ください。

- 希望する内容の工事を行うことができる指定工事業者であることを確認してください。
- 京都市の指定給水装置工事事業者であっても指定下水道工事業者とは限りませんのでご注意ください。なお、水洗化工事やトイレの詰まりの修繕については、指定下水道工事業者でなければ施行できません。
- 必ず複数の指定工事業者から見積書を取り、内容について十分な説明を受け検討してください。

※ **見積もりが有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。**

## A：補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者について

A欄には、局が発注する**補助配水管工事及び給水装置等の工事の請負契約業者**として登録されている指定工事業者のうち、その旨、ホームページに掲載することを希望している契約候補者登録業者に○印を記載しています。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

## B：漏水修繕登録業者について

B欄には、局が登録する**緊急時の漏水修繕**に関して紹介する指定工事業者に○印を記載しています。

指定給水装置工事事業者のうち、お客さまが水道メーター下流側の緊急の漏水修繕を依頼されるときに、局からの紹介を希望している業者です。また、○印のある業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

また、緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次の事項に十分ご注意ください。

- ・工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- ・工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- ・追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- ・請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。

## その他

○印がなくとも、指定工事業者は、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。

指定工事業者は、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーでも、お問い合わせいただけます。

※掲載している指定工事業者の名称・所在地・連絡先等に相違があれば、水道部水道管路課（電話075-672-7752）へお知らせください。